

一般社団法人を設立することのメリット・デメリット

2016年11月

新潟県言語聴覚士会では、地域包括ケアをはじめとする医療・福祉・教育における変化と進展に対し適切に対応ができるよう、法人化することを考量しております。会員の皆さんにおかれましては、以下に記した法人化のメリットとデメリットについて熟知していただき、本会の法人化について、ともに考えていただきたいと思います。

メリット

1. 法人の名前で契約ができる

現在の任意団体では契約の主体が個人であり、法人ではないため、以下のことができません。

- 1) 個人名義でしか銀行口座が作成できない。
- 2) 個人名義でしか事務所の契約ができない。
- 3) 個人名義でしか公共料金（電気、ガス、水道）が支払えない。
- 4) 個人名義でしか電話の契約ができない。
- 5) 個人名義でしか自動車や不動産等の保有ができない。

現状、任意団体では様々な契約を「個人名」ですべてしています。このままでは、本来経費になる部分が経費と認められないケースが出てきます。また、活動の経費等が生活のお金と混同することによって、現在の活動におけるお金の管理が難しくなってきます。

「一般社団法人の法人格」を取得するメリットは、「一般社団法人の法人名」で契約できることにより、以上の問題を解決できることです。

2. 社会的信用の増加と責任の所在の明確化

法人にしる個人（任意団体）にしる、活動を行なう場合に欠かせない最も大切なことが「信用」です。第三者からみて個人（任意団体）では存在や素性が分かりにくいものです。法人であれば、法務局に行けばその法人の登記事項証明書を発行してもらえるため、素性の分からない個人よりもある程度情報が把握できる法人のほうが、相手からの信頼感が高くなると言えます。

また、任意団体の活動がうまくいっているときには、代表者個人名で行なっても問題は少ないと思われがちです。しかし、債務（借金等）が発生したときは大きな問題を抱えることとなります。個人（任意団体）で何らかの問題が発生してしまい、損害賠償の責任を負うことになってしまったり、債務不履行（未払い等）などの問題が生じたとき、その責任はすべて代表者個人（会長）の責任になってしまいます。これでは、問題が発生したとき、代表者個人（会長）が大きな負担を抱えることとなります。せっかく活動をしていこうと思って代表者が名義を貸すのですが、この「リスク」が原因で活動を拡大させていくことに、どうしても消極的になってしまいます。さらに、第三者に責任の所在（一般社団法人）を明確化しておくことは、取引の相手方等にも安心感を与え、団体の活動に確実性や安全性をもたらすことができます。

3. 国や地方自治体と契約する場合に有利

たとえば、介護保険事業を行う場合は、都道府県の指定を受けなければなりません。そ

の指定を受けるにあたり、法人であることが要求されます。個人事業主や任意団体では指定を受けることができません。また、介護関連事業以外においても、行政は法人に業務を委託することが一般的です。その場合には、営利を目的とした株式会社や合同会社などよりも非営利を目的とした一般社団法人やNPO法人のほうが有利といえます。

この他、行政からの補助金、助成金といった類の援助についても法人であることが望ましいとされており、近年、民間団体からの助成金も対象を法人に限定する傾向にあります。

4. 従業員の採用にも有利

従業員の採用を考えた場合、個人事業主や任意団体より法人のほうが有利であり、優秀な人材を集めることができます。従業員にとっても、法人に勤務するほうが、個人事務所や任意団体に勤務する場合よりも、勤労意欲が高まると考えられます。

以上のように、メリットが多いのですが、その逆にデメリットもあります。法人化によって、社会的信用は確かに増加しますが、社会的信用を裏付ける団体内部の管理強化が必要になります。法人化する問題点、あえていえばデメリットは次の通りです。

デメリット

1. 活動内容の制限

法人化により、事業計画や収入予算の厳守がこれまで以上に強く求められます。また、事業内容は定款の制約を受け、事業内容を変更しようとするなど定款の変更が必要になり、そのためには定款で定められた機関（総会や理事会等）での議決が必要となります。

2. 厳正な事務処理

経理は正規の簿記の規則に基づいて処理を行なう必要があります。したがって、ある程度の知識を持った経理担当者が必要になるか、税理士等に経理処理を代行してもらう必要があります。また、法人としての様々な届け出、手続きも必要です。

このほか、毎年、事業報告書や収支計算書などの資料の備え付けと、その資料の機関決定（社員総会や理事会による承認決議）が義務づけられます。

3. 税務申告義務

従来、存在すらわからなかった任意団体が、法人化することによって納税主体として税務当局に認知されますので、当然のことながら、収益事業を行えば法人として税務申告義務が生ずることになります。ただし、一定の条件を満たしている一般社団法人（すべての法人が対象ではありません）は、非営利型法人とみなされ法人税の対象でないため、税務申告はもちろん、税務署への届け出も必要ありません。

もっとも、地方税には法人税住民税など、収益事業をしない団体であっても免除されないものがあります。

以上

法人化準備委員会 委員長 大平芳則
Asocia 行政書士法務事務所作成の資料を参考に作成